

平成26年3月27日 制定
平成27年3月31日 改正

新潟市ペット霊園等に関する庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 新潟市ペット霊園の設置等に関する条例（平成26年新潟市条例第10号。以下「条例」という。）及び新潟市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則（平成26年新潟市規則第30号。以下「規則」という。）の施行に関し、関係機関が連携するため新潟市ペット霊園等に関する庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議に会長及び会員を置く。

- 2 会長は保健所環境衛生課長をもってこれに充て、会員は別表に掲げるものをもって組織する。
- 3 会長は、必要に応じて別表に掲げるもの以外のものを会員に指定することができる。
- 4 事務局は、保健所環境衛生課内に置く。

(協議事項)

第3条 連絡会議は次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 条例第5条に規定する事前協議に関する事項
- (2) 条例第6条に規定する近隣住民等への説明に関する事項（規則第5条第3項に規定する近隣住民等に対する説明等に係る経過報告書に関する事項を含む。）
- (3) 条例第7条（第15条第4項において準用する場合を含む。）に規定する設置場所の基準に関する事項
- (4) 条例第8条に規定する構造設備等の基準に関する事項
- (5) 条例第16条に規定する火葬車両の構造設備等の基準に関する事項
- (6) 他法令等の許認可に関する事項
- (7) その他会長又は会員が必要とする協議事項

(連絡会議)

第4条 会長は必要に応じて会員を招集し連絡会議を開催する。

2 会長は前条に関し、連絡会議を招集する必要がないと認める場合は、文書による協議をもって連絡会議の開催に代えることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、その都度協議し、定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

- | |
|-----------------|
| (1) 環境部環境対策課長 |
| (2) 環境部廃棄物対策課長 |
| (3) 農林水産部農業政策課長 |
| (4) 都市政策部都市計画課長 |
| (5) 建築部建築行政課長 |
| (6) 各区役所建設課長 |
| (7) 各区役所区民生活課長 |
| (8) 各農業委員会事務局長 |